

# 根室市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 《概要版》

平成27年8月

根 室 市

# **I 根室市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景**

## **1. 新型インフルエンザについて**

- ◎ 新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しており、基本的にほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。

## **2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定**

- ◎ 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。
- ◎ 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出することが明記されており、発出時には、市町村に対策本部を設置することが義務付けられています。

## **3. 根室市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定**

- ◎ 市では、特措法や平成25年6月7日に策定された、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び政府行動計画に基づき作成された「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」の考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう対策の選択肢を示すため、特措法第8条に基づき、「根室市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定します。

## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- ◎ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、国及び道と連携のもと、次の2点を主たる目的として対策を講じます。

#### 「対策の目的及び基本的な戦略」

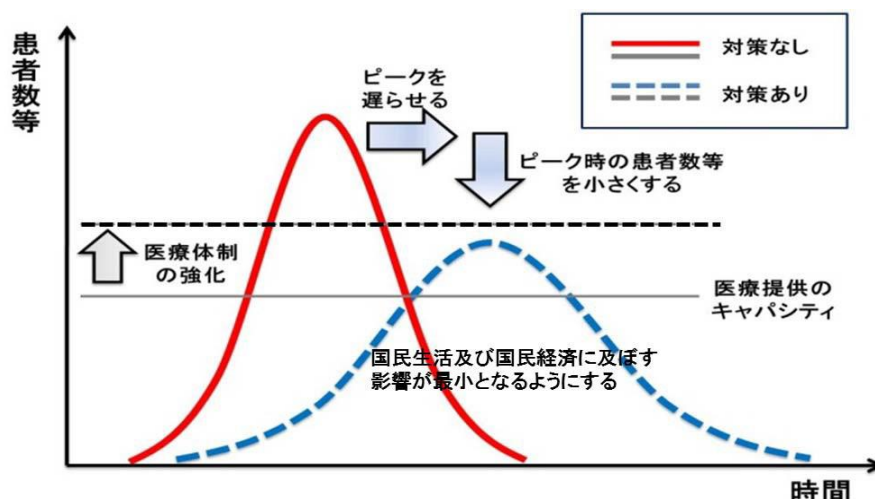
##### ●感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等の時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

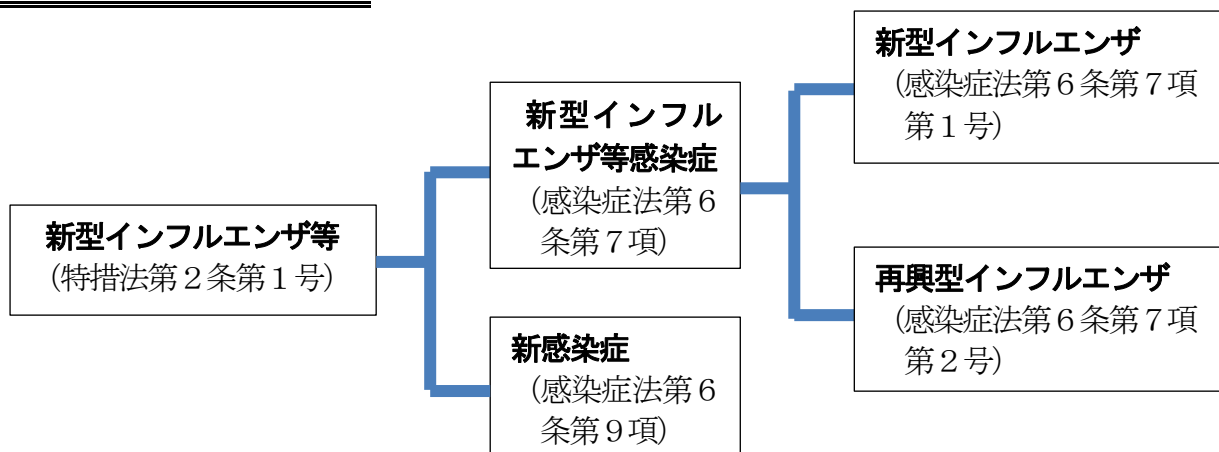
##### ●市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療提供又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 2. 対策の効果 概念図



### 3. 対象とする感染症



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

#### 【参 考】

新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

### 4. 発生時の被害想定

全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くと想定した場合の推移				
		国	北海道	根室市
感染者数		3,200万人 (人口の25%)	137.6万人 (対国人口比4.3%)	7,040人 (対国人口比0.022%)
受診患者数		1,300万人～ 2,500万人	55.9万人～ 107.5万人 (対国人口比4.3%)	2,860人～ 5,500人 (対国人口比0.022%)
入院患者数	中等度	53万人	2.3万人 (対国人口比4.3%)	117人 (対国人口比0.022%)
	重 度	200万人	8.6万人 (対国人口比4.3%)	440人 (対国人口比0.022%)
死亡者数	中等度	17万人	0.7万人 (感染者の0.53%)	37人 (感染者の0.53%)
	重 度	64万人	2.8万人 (感染者の2.0%)	141人 (感染者の2.0%)

### III 対策推進のための役割分担

関係機関等	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体としての万全の態勢を整備する責務</li> <li>・ワクチンその他の医薬品等の調査・研究と国際協力の推進</li> <li>・発生時には、政府対策本部の下で「基本的な対処方針」を決定し、対策を強力に推進</li> </ul>
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に努める</li> </ul>
根室市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチン接種や、生活支援、発生時の要援護者への支援対策等を「基本的な対処方針」に基づき実施</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前より院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進、発生時の医療確保のため、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制を整備</li> </ul>
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続</li> </ul>
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染対策の実施や、発生時には、感染拡大防止の観点から一部事業の縮小</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時にとるべき行動などの知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の個人レベルでの感染対策の実践と発生時に備えた食料品・生活必需品等の備蓄</li> </ul>

## IV 市行動計画の主要6項目

### (1) 実施体制

- 国及び道が対策本部を設置した場合、連絡会議により各種対策の検討
- 政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、市対策本部を設置

### (2) 情報提供・共有

- 予防・発生状況・まん延等に関する情報提供
- 国及び道や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有

### (3) まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及
- 道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等感染防止策への協力

### (4) 予防接種

- 特定接種、住民接種の接種体制の構築、実施

### (5) 医療

- 道が行う医療提供体制の確保やまん延防止策への協力

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう事前準備と市民、事業者への事前準備の周知

## V 各発生段階における対策

未 発 生 期

海 外 発 生 期

新型インフルエンザ等が  
発生していない状態

海外で新型インフルエンザ等  
が発生した状態

対策の考え方	・発生に備え、体制の整備を行う	・市内発生に備え、体制の整備を行う
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市行動計画等の作成</li> <li>・関係機関との連携、情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連絡会議を通じた初動体制等の協議</li> </ul>
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な情報収集と提供</li> <li>・個人レベルの感染対策の普及</li> <li>・相談窓口の設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外での発生状況等の情報収集と提供</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人における基本的な感染対策（マスク着用等）の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策の積極的な周知</li> </ul>
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種及び住民接種の接種体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する特定接種への協力</li> <li>・住民接種体制の準備</li> </ul>
(5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制整備の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の要請に基づく、帰国者、接触者外来の周知及び受診勧奨の協力</li> </ul>
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の把握と具体的手続きの検討</li> <li>・火葬能力等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等発生の要援護者、協力者への情報提供</li> </ul>



## 国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが患者の接触歴を追える状態

## 国内感染期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが患者の接触歴を追えなくなった状態

## 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<ul style="list-style-type: none"> <li>国内での感染拡大をできる限り抑える</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康被害を最小限に抑える</li> <li>市民生活及び市内経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活、市民経済の回復を図り第二波に備える</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連絡会議での情報集約等</li> <li>市対策本部設置準備</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部設置、必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連絡会議での情報集約等</li> <li>道と連携し、基本的対処方針（変更）に沿った対策の実施</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部設置、対策実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本的対処方針の変更に応じた対応の実施</li> </ul> <p>※「緊急事態解除宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部を廃止</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外での発生状況等の情報把握と提供</li> <li>相談窓口等の体制充実、強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内外での発生状況の把握と具体的対策等の情報提供</li> <li>相談窓口の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波の終息と第二波発生に備えた情報提供</li> <li>相談窓口体制の縮小</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染対策等の積極的な周知</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道による外出自粛、学校等の施設使用制限、職場を含めた感染対策の徹底要請に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道からの要請により各施設、公共交通機関等での感染対策等の周知協力</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道による外出自粛、学校等の施設使用制限、職場を含めた感染対策の徹底要請に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、基本的な感染対策の周知の継続</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国が示す接種順位による予防接種の開始</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針の変更を踏まえ臨時の予防接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が示す接種順位による予防接種の継続</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針の変更を踏まえ、臨時の予防接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた新薬部接種を進める</li> <li>第二波に備え住民接種を進める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療対策の情報収集と、国・道からの要請により、帰国者、接触者外来、医療機関の周知等に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者や医療機関等からの要請により、在宅療養患者への支援等の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制への変更に伴う道の対応への協力</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道からの要請により事業者への職場における感染予防対策等の呼びかけ協力</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水の安定供給</li> <li>生活物資等の価格の安定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道等からの要請により、事業者への職場における感染予防対策等、及び市民への適切な行動呼びかけ等に協力</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水の安定供給</li> <li>生活物資等の価格の安定等</li> <li>要援護者へ生活支援</li> <li>埋葬、火葬の特例等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道が行う市民、事業者への呼びかけ等に協力</li> </ul> <p>※「緊急事態宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策の合理性が認められなくなった場合、緊急事態措置を縮小、中止</li> </ul>